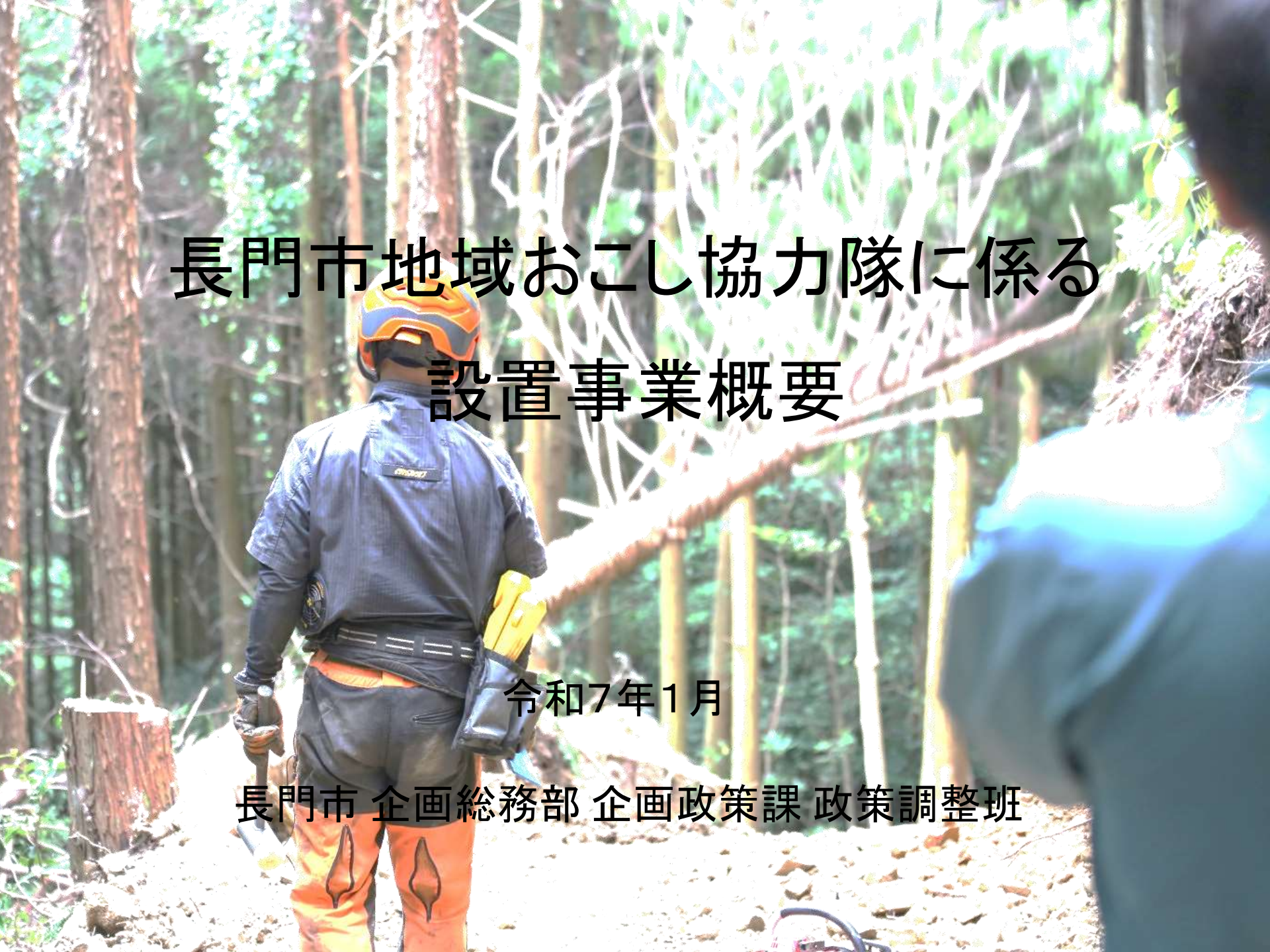




長門市地域おこし協力隊に係る 設置事業概要

令和7年1月

長門市 企画総務部 企画政策課 政策調整班

地域おこし協力隊とは

○制度概要

長門市は全域が過疎地域に指定されています

都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を異動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。

隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「**地域協力活動**」を行いながら、その地域への**定住・定着を図る**取組。

○実施主体：地方公共団体

○活動期間：概ね1年以上3年以下

【活動に要する経費】

地域おこし協力隊の報償費、雇用保険料、社会保険料、活動に要する経費（旅費、作業道具等の消耗品費、事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など）は、一年度520万円を上限に「特別交付税」の対象となります。

地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点（ヨソモノ・ワカモノ）
- 協力隊の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政にはできない柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

全国の隊員数、取組団体の推移

年度	H21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体

年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
隊員数	4,976人	5,530人	5,503人	5,556人	6,015人	6,447人	7,200人	
団体数	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体	1,116団体	1,164団体 (全国約80%)	

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

**隊員の約4割は
女性**

**隊員の約7割が
20歳代と30歳代**

**任期終了後
約6割が
同じ地域に定住**
※R5.3月末調査時点

長門市地域おこし協力隊の定住状況

長門市は隊員の退任後の定住を目標に各種支援を行っています

長門市では、活動先として長門市を選んでくれた隊員の想いを大切に、市が中間支援団体と連携し、きめ細かい支援を行い、隊員の活動や生活面をサポートすることにより、隊員が地域住民に受け入れられ、活動しやすい環境作りに取り組んでいます。

隊員と地域住民との交流が深まり関係構築が図れることにより、隊員が地域への愛着を持ち、退任後に起業や就職などにより本市に定住・定着していただけることを期待しています。

区分	定住人数	定住率	期間
全国	7,214人	64.9%	H21～R5年度末
山口県	109人	76.2%	H23～R5年度末
長門市	17人	68.0%	H25～R5年度末

長門市の待遇や活動内容は？

長門市での雇用形態や待遇

雇用形態：市の**会計年度任用職員**（一般職非常勤職員）として雇用

勤務日数：週4～5日（休日は受入団体と協議・調整）

勤務時間：週3 1時間以内で調整

報 酬：**月額189,800円**

期末手当：報酬月額 of 4.6月分（6月期、12月期それぞれ2.3月分）を支給

ただし、在職期間・勤務実績に応じて所定の割合を乗じた額を支給

その他の報酬：通勤距離が片道2 km以上の場合は、市の規定に基づき

通勤手当相当の報酬を支給

福利厚生：社会保険（健康保険、厚生年金）、雇用保険に加入

住 居：市からの活動支援業務を受託する中間支援団体が用意する

空き家に居住（引越費用、光熱水費、生活用品、CATV使用料等は自己負担）

そ の 他：活動に必要な車や事務用品、作業着等を支給

活動に支障のない
範囲で**副業も可能**

定住に向けた支援もバッチリ！！

任期後の**定住・定着**を考えている隊員は
各種支援を受けることができます。

- 起業や就職等に必要となる資格取得への支援
- 起業や就職等に必要となる知識や技術等に関する各種研修や視察への支援
- 定住に向けて必要となる環境整備（空き家の改修等）への支援
- 退任後の起業・事業承継への支援（補助金上限 1 0 0 万円）
- 退任後引き続き定住するための空き家改修支援（補助金上限 7 5 万円）

など

会計年度任用職員（一般職非常勤職員）

一般職非常勤職員の任用では、地方公務員法上の以下の規定が適用されます。

【服務の規定】

- | | |
|------------|------------------------|
| ①服務の宣誓 | ②法令及び上司の命令に従う義務 |
| ③信用失墜行為の禁止 | ④職務上知り得た秘密を守る義務（守秘義務） |
| ⑤職務に専念する義務 | ⑥政治的行為の制限 |
| ⑦争議行為等の禁止 | ⑧営利企業等の従事制限 |

※長門市はパートタイム勤務のため適用除外

【懲戒に係る規定】

懲戒処分（戒告、減給、停職、免職）

長門市の募集対象者

次の①～⑤の要件をすべて満たす方

- ① 3大都市圏をはじめとする都市地域等に住民票を有し、委嘱後長門市に住民票を移すことができる方
- ② 普通自動車運転免許を取得している方
- ③ ワード、エクセル、インターネットなどの基本的なパソコン操作ができる方
- ④ 心身ともに健康で、地域住民と協力しながら活動できる方
- ⑤ 雇用期間終了後、起業・就業等により定住する意欲のある方

隊員の活動について

活動の柱と自主企画

活動の柱

①地域おこし協力隊に課せられるミッション

市が中間支援団体と協議し、活動する地域又は事業が抱える課題解決のために、地域おこし協力隊に望む（期待する）ことが、ミッションとして与えられます。



募集要項に記載



自主企画

②隊員が主体的に行う独自の活動

ミッションとは別に、活動を通じて把握した地域課題に対して、自らの経験・スキル・発想力等を活かして、課題解決のために自主的に企画・実施する活動

活動のポイント

地域や企業等が抱える
課題解決に対する活動
と判断でき、協力隊が
熱意を持って取り組め
る活動ならOK

地域おこし協力隊
がやりたいこと・
できること

狙うのは
ここ！

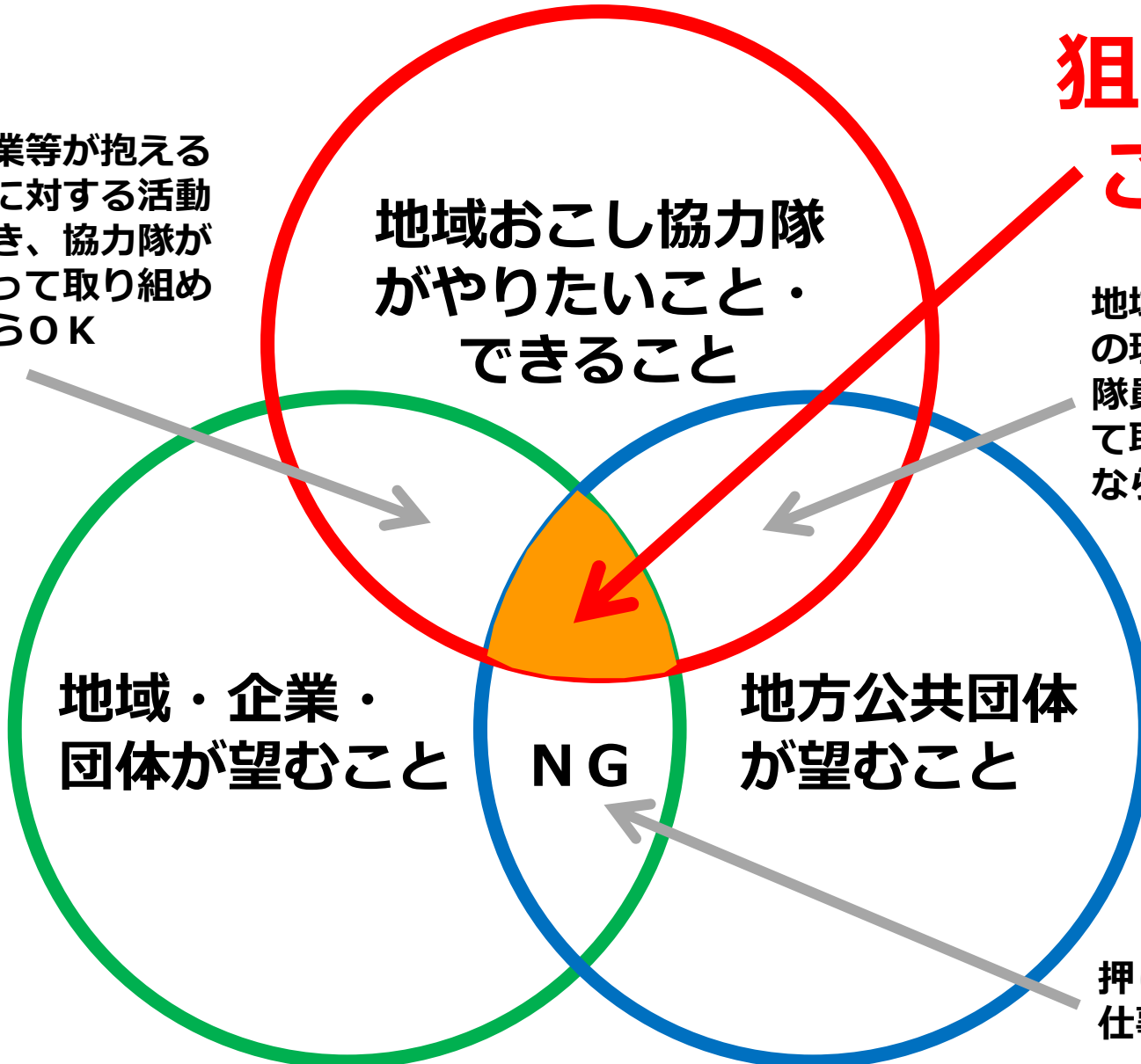
地域・企業・団体
の理解が得られ、
隊員が熱意を持っ
て取り組める活動
ならOK

地域・企業・
団体が望むこと

NG

地方公共団体
が望むこと

押しつけられた
仕事となりNG



隊員が自主企画を企画・実施するには

隊員が地域の現状を実際に見て、知って、感じた地域課題に対して、隊員が持つ「外からの視点」「若い発想力と行動力」「スキル」等を用いて、自由に企画・実施することができます。

ただし、どんなことでも自主企画として実施できるというものではなく、企画段階で、市や関係者などと協議・調整を行い、広く地域住民の理解を得られる企画の提案が求められます。

そうすることで、地域住民や関係者等からの信頼を獲得することができ、自主企画に対する協力を得やすくなります。

自主企画は、隊員の企画力、プレゼン力、情熱が問われます

ミッションと自主企画の活動割合

1年目

着任後、まずはミッションに対する活動に取り組んでいただくこととしており、その活動を通じて長門市の実情・地域の現状を把握するとともに、地域住民・関係団体との交流によるネットワーク構築に励んでいただきます。

ミッション：自主企画 = 100 : 0

2年目

ある程度、地域課題に対する取組が見えてきた段階で、自主企画の企画・立案に取り組んでいただき、自身の経験やスキル等を活かした新たな地域課題への取り組みと判断できた場合に、自主企画への活動を許可します。

ミッション：自主企画 = 50 : 50

3年目

定住する意思のある隊員は、退任後の定住に向けた起業・就業等につながる活動を自主企画としてウェイトを重くして実施することができます。

ミッション：自主企画 = 30 : 70

定住を意識した活動に段階的にシフト

ミッションと自主企画が
≒となる場合もあります◎

**知らない土地でも
地域になじめるサポート体制**

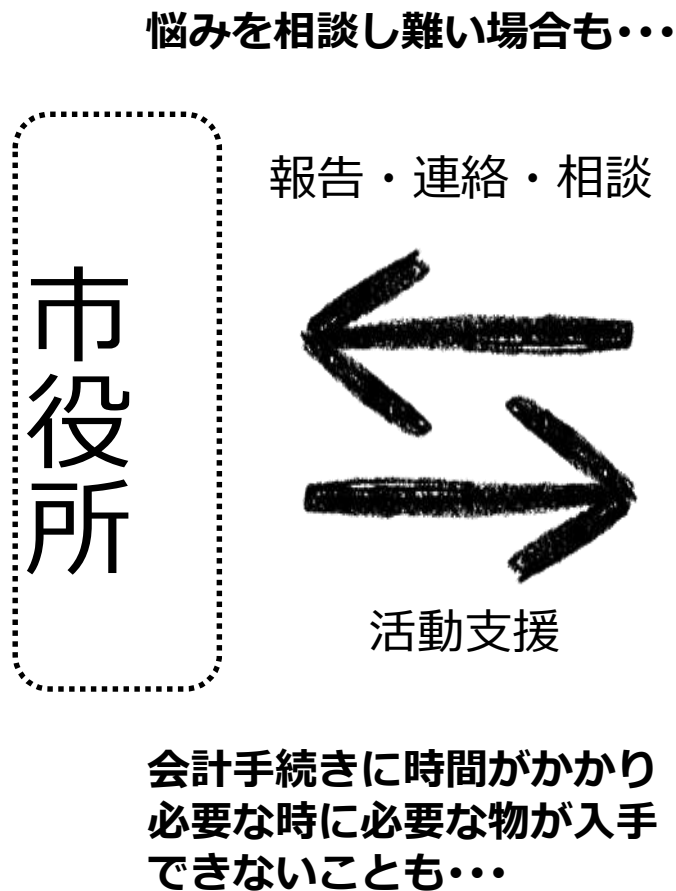
地域おこし協力隊になる上での一番大きな不安…

地域になじめるかどうか…

孤立してしまわないか…

長門市では、隊員がそんな不安を抱くことなく、活動に取り組めるように、中間支援団体に隊員の活動支援業務を委託し、市と中間支援団体がそれぞれ隊員の活動をサポートする体制を整えています。

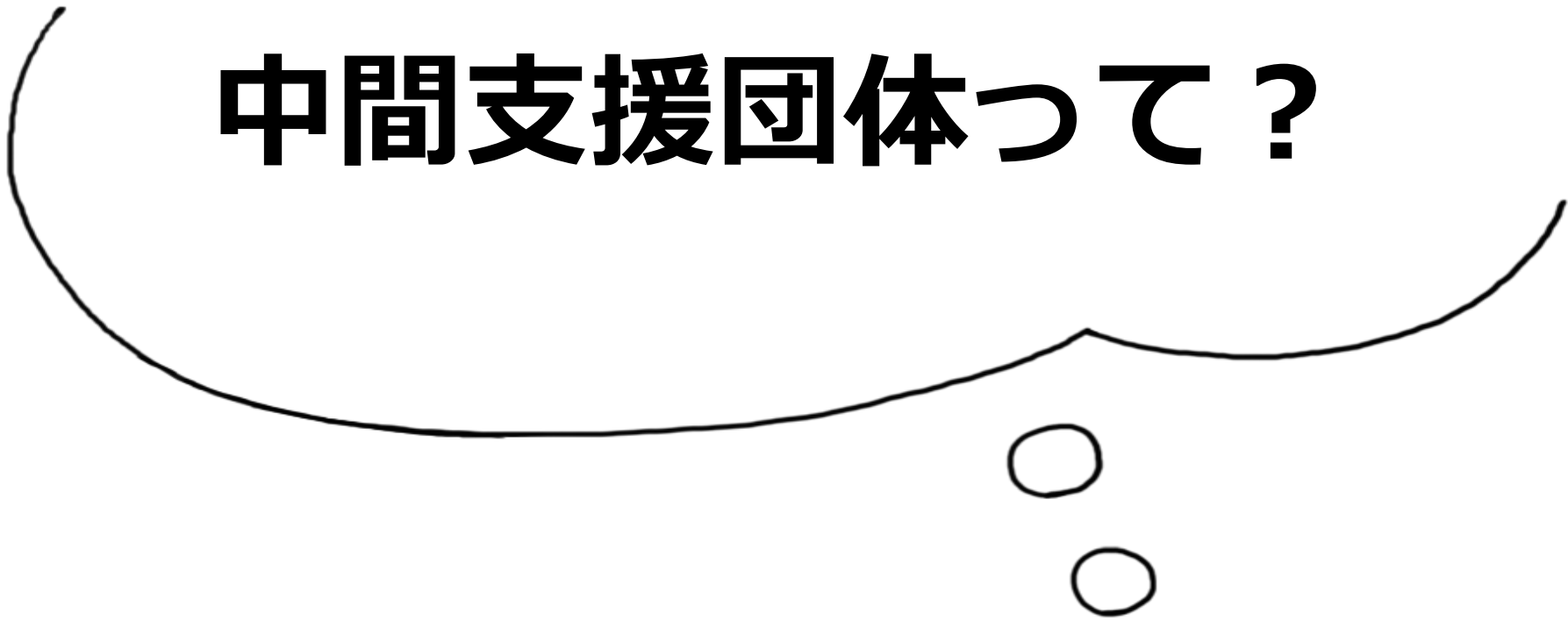
一般的な地域おこし協力隊



地域おこし協力隊



中間支援団体って？



中間支援団体とは

地域おこし協力隊が円滑に活動できるように、市が地域おこし協力隊の活動支援業務を委託している地域団体及び企業等

人的支援 × 金銭的支援

市からの委託料で支援

中間支援団体の条件

- ① 市内に事務所を有する団体及び企業であること
- ② 地域課題の解決に向けたビジョンを持ち、地域おこし協力隊の配置を希望する明確な理由を有すること。

※一企業や団体等の通常業務の人材不足等を理由とする配置希望は対象となりません。

- ③ 隊員を配置する分野での専門的知識及びスキル等を有すること
- ④ 地域おこし協力隊制度を十分に理解し、責任を持って隊員の活動を3年間支援することができること
- ⑤ 委託料の管理が適正に行えること（経理担当者がいること）
- ⑥ 協力隊の住居を用意できること（2～3万円程度の空き家）
- ⑦ 地域住民及び関係者との架け橋となれる存在であること

中間支援団体による活動支援

①活動や生活面における支援（人的支援）

地域おこし協力隊が地域に溶け込み、円滑に活動でき、安心して生活できるように支援を行います。

- ▶ 活動における相談対応、助言、地域内調整など
- ▶ 生活における相談対応、助言（特に着任直後）
- ▶ 地域のルール等に関する助言
- ▶ 地域行事への参加案内（強制はしない）

中間支援団体による活動支援

②隊員の活動に要する経費を委託料で支援（金銭的支援）

地域おこし協力隊活動支援業務委託

地域おこし協力隊員が、地域おこし協力活動を円滑に実施するため、市が中間支援団体に対し委託する「地域おこし協力隊活動支援業務」に要する委託料を支出します。

一年度 1,400,000円 (予定・R7年度)

※年度途中に隊員を配置する場合は、市が定める案分方法により委託料を算出

※委託料は、原則として隊員の活動に要する経費に充てるものであり、中間支援団体の事務費等に充てることはできません。

※委託料を備品購入の経費に充てることはできません。（消耗品以外は原則リース又は賃貸借）

中間支援団体による活動支援

②隊員の活動に要する経費を委託料で支援（金銭的支援）

隊員の活動に要する経費の支出管理に関する業務を委託し、隊員が必要な時に経費を支出できる環境を整えます。

活動基盤の整備支援

- ▶ 住居の提供（家賃20,000円～30,000円（税込）/月 程度）
- ▶ O A 機器及び活動車両の提供（リース又は賃貸借対応）
- ▶ 事務用品の提供

隊員の活動の支援

- ▶ 研修会・セミナー等参加旅費（協力隊向け研修会、協力隊フェア等への参加旅費）
- ▶ 地域活性化を目的とした企画立案のための費用（自主企画）

隊員の任期後の定住に向けた支援

- ▶ 資格取得・研修費等
- ▶ 環境整備費（住居や活動拠点施設の整備など）

中間支援団体による活動支援

【参考：活動支援業務委託料の内訳例】

支出項目		予算額	摘要
活動基盤の整備 支援	住居費	360,000円	住居賃借料30,000円×12月、火災保険料など
	OA機器整備費	72,000円	パソコン・プリンターのリース料（賃貸借）6,000円×12月 など
	活動用車両費	480,000円	車両リース（賃貸借）25,000円×12月、燃料代5,000円 ×12月、保険代70,000円、事故修理免責代など
	活動用事務 用品等購入費	88,000円	事務用品、消耗品など
隊員の活動の支 援	研修会等参加費	100,000円	地域おこし協力隊初任者研修、ステップアップ研修、地域お こし協力隊フェア、隊員が活動する上で必要と考える研修会 又は視察等への参加旅費及び負担金など
	企画費	200,000円	隊員自らが企画する活動に要する経費など
隊員の任期後の 定住に向けた支 援	環境整備費	100,000円	資格等取得経費 住環境整備費（畳張り替え、給湯器修繕等）

協力隊設置に伴う事務手続き等の流れ



試験的な地域活動体験の実施

隊員と地域・団体がより効果的に活動するためには、双方の理解と協力が不可欠です。隊員の着任前に候補者が業務に携わる機会を持ち、思いや業務内容等に乖離がないか確認するとともに、中間支援団体としても一緒に支援活動ができるかマッチングを図ります。

中間支援団体には、隊員決定前に 「試験的な地域活動体験」の受入れをお願いします。

⇒住民との交流プログラムを含む、2泊3日以上地域協力活動の体験プログラムです。

プログラム例

【1日目】	【2日目】	【3日目】
13:00 顔合わせ・ミーティング	8:30 宿泊施設へお迎え	8:30 宿泊施設へお迎え
15:00 市内案内	9:00 地域協力活動 従事	9:00 地域協力活動 従事
17:00 解散 宿泊施設へ	17:00 地域協力活動 終了	ふりかえり
	18:00 地域住民との交流会	12:00 解散
	20:00 交流会終了 宿泊施設へ	

実施に係る経費を市がフォローします。

- ▶ 地域協力活動の体験プログラムに係る経費（参加者の活動に係る消耗品費等）
- ▶ 地域住民との交流活動に係る経費
- ▶ 参加者の滞在に係る経費（宿泊費等 ※現地までの往復に要する旅費及び滞在中の食費は参加者負担）

インターン・おためし協力隊の実施

地域・団体に触れるきっかけをつくるとともに、双方のマッチングを促進するため、地域おこしインターン・おためし地域おこし協力隊を実施を予定しています。

【地域おこしインターン】

期 間：2週間以上～3ヶ月以下

内 容：地域おこし協力隊と同様の活動に従事

活動時間：（原則）8時30分～17時15分、週5日

待 遇：市から委嘱（長門市からの雇用契約はない）、報酬有

【おためし地域おこし協力隊】

期 間：2泊3日

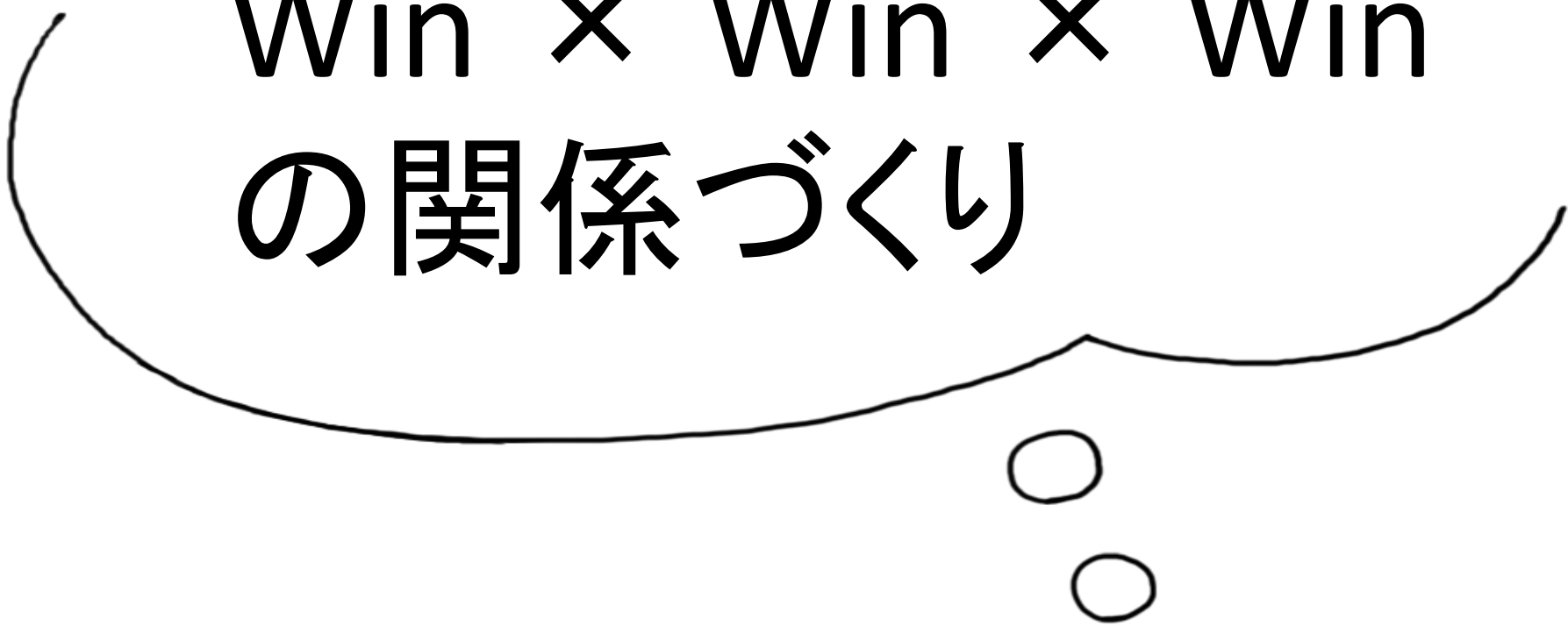
内 容：活動体験や地域理解プログラムを実施

報 償 費：なし ※宿泊・地域内の移動手段等は団体が準備

それぞれ実施に係る経費を市がフォローします。

・プログラム作成に係る経費 ・地域住民との交流活動に係る経費 など

Win × Win × Win
の関係づくり



長門市地域おこし協力隊 Win × Win × Winの関係づくり

長門市を選んでくれた隊員の想いを大切に、きめ細かな支援で活動しやすい環境を整え、隊員が活動を通じて地域住民から愛される存在になるとともに、隊員にも地域に愛着を持ってもらえるようにすることにより、隊員の退任後の起業や就職による定住・定着を目指しています！

長門市

協力隊の活動支援業務を委託

中間支援団体

きめ細かな支援

都市部の若者ならではの新たな発想による地域活性化及び定住人口の増を目的に協力隊を配置

活動を支援

隊員が地域で孤立しないよう気を配る

隊員が地域住民に受け入れられ、自らが企画する活動を行いやすいよう支援

地域情報発信
認知度向上

生産年齢人口
の増加

地域おこし協力隊

地域おこし協力隊は
スーパーマンではない！

地域

都会での仕事や暮らしを経験した若者ならではの発想やアイデアによる活動で、新しい風を吹かす

温かく迎え入れ、見守ることが大切

各種活動

地域住民との交流
信頼獲得

人間関係
構築

地域住民に
愛される隊員に

地域
に
愛着

地域課題解決
への協力

新しい
地域課題
の発見

3年後の
起業・就職

地域コミュニティ
活性化

起業・就職等
地域で生活

退任後の
定住を決意

市担当課としての支援



定期的に活動報告をすることで
日々の活動が引き締め、隊員
同士の連携も図れます！

週に1回、市担当者に活動状況を報告

※週報をメール提出※必要に応じてメール又は電話にて支援を行っています。

月1～2回の個別ミーティングを開催

※担当者に活動状況を報告し、ヒトやモノ等に関するアドバイスを受けることができます。

また、活動や生活における悩みや相談をすることができ、担当者も一緒に解決方法を考えます。

(隊員の孤立化を防ぎます。)

合同ミーティング開催（年4回程度）

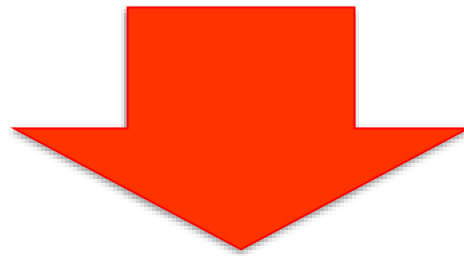
※隊員それぞれのスキルやナレッジ等により、他の隊員の活動へのアドバイスを行うとともに、隊員同士の連携強化を図ります。

年2回（上期・下期）課長ヒアリング

隊員の活動状況及び今後の活動方針等を把握するため、企画政策課長及び課長補佐、班長によるヒアリングを実施し、退任後の定住に向けて、円滑な活動が行えるよう支援しています。

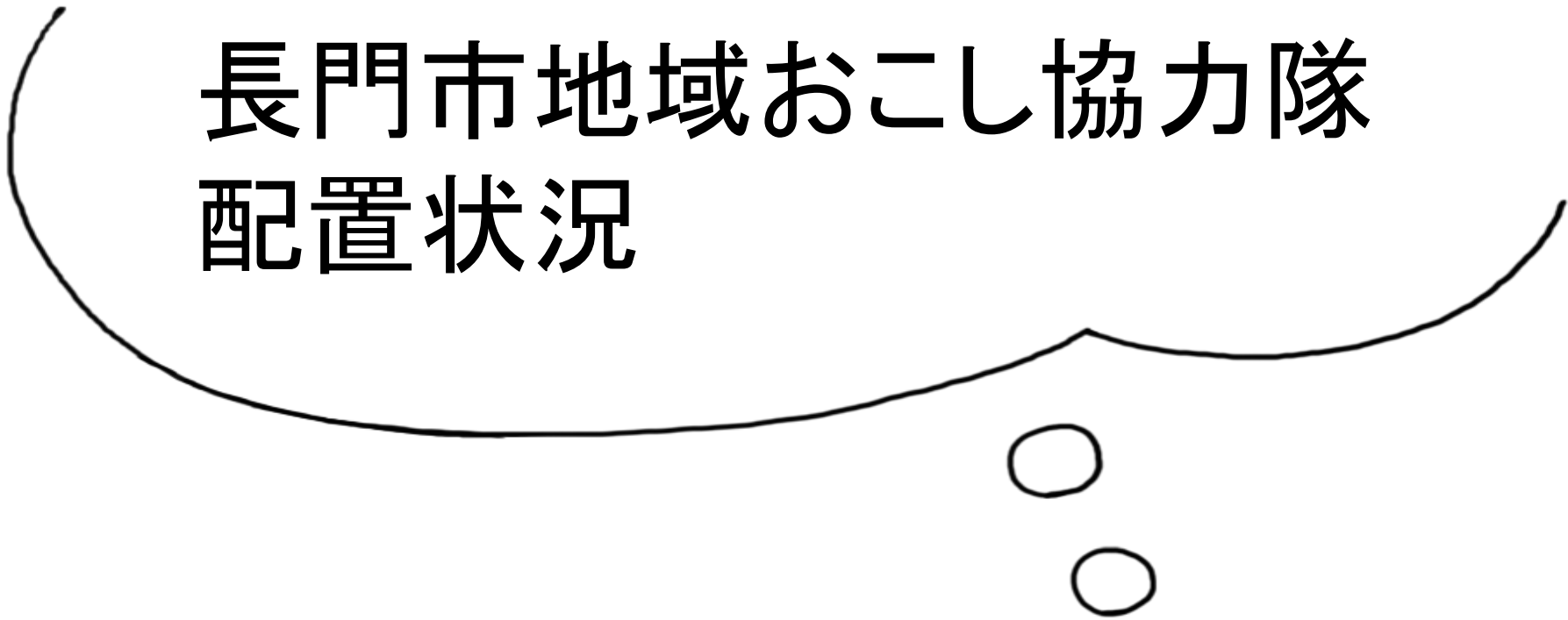
地域おこし協力隊設置事業の成功の秘訣

地域おこし協力隊はスーパーマンではない！
地域住民や市の職員が解決できなかった問題を
20代そこそこの若者に「どうにかして」と
過度な期待はしない！！



温かく迎え入れ、見守ることが
成功の秘訣

長門市地域おこし協力隊 配置状況



長門市地域おこし協力隊 配置状況 R7.4現在

棚田活性化
事業担当
伊藤隊員
R4.5～
R7.4



自伐型林業事業担当
渡瀬隊員
R6.4～R9.3



自伐型林業事業担当
中村隊員
R4.4～R7.3



自伐型林業事業担当
松山隊員
R5.4～R8.3



情報発信及び
関係人口拡大事業担当
伊東隊員 R4.9～R7.8



・現役隊員 5名 ・退任隊員 25名(うち地域内での定住者17名) 受入総数30名
退任後は、コーヒー焙煎や飲食店・キッチンカー、デザイン事務所等の起業、市内
団体への就業等多くの隊員が活躍しています。